

措置部会 審議内容

1 開催回数（令和3年1月13日現在）
7回（うち、書面開催1回）

2 審議結果

（1）部会から意見具申を受けるもの 3件
（児童相談所の支援方針が適当であるとされた案件 3件）

【内訳】

- ア 児童又はその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例（1件）
- イ 児童相談所の援助方針について、児童や保護者の意向が確認できない事例（2件）
- ウ 児童福祉法第28条に基づく措置を行ったが、その後保護者の同意が取れ、当該児童を家庭復帰させる事例（0件）

（2）部会から助言を受けるもの 4件
（児童相談所の支援方針が適当であるとされた案件 4件）

【内訳】

- ア 児童福祉法第28条第1項、第2項に基づく施設入所等措置の申立又は同措置の更新の申立を行う事例（3件）
- イ 民法第834条に基づく親権喪失、同第834条の2に基づく親権停止及び同835条に基づく管理権喪失の請求を行う事例（0件）
- ウ 部会から意見を聴取した事案について、部会の意見とは異なった措置を行った事例（0件）
- エ その他、児童相談所長が必要と判断した事例（1件）

3 被措置児童等虐待の状況報告

受理 件数	調査済	虐待 該当	虐待該当内訳			
			社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
1	1	0	0	0	0	0

【報告案件の概要】

- ・本件通告受理後、児童に対しヒアリングを行った結果、ただちに虐待の事実があるとは認められなかった。

<参考> 被措置児童等虐待とは（児童福祉法第33条の10から17 要約）

- ・被措置児童等虐待とは、「施設職員等（ 1）」が「被措置児童等（ 2）」に行う「虐待行為（ 3）」のことをさす。
 - （ 1 ）施設職員等...ファミリーホーム従事者、里親、児童養護施設の長及び従事者、一時保護所を設けている児童相談所長、一時保護所の職員など
 - （ 2 ）被措置児童等...ファミリーホームや里親、児童養護施設などに入所している児童及び一時保護された児童
 - （ 3 ）虐待行為...身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
- ・世田谷区は被措置児童等虐待にかかる通告等を受けた場合は、速やかに、当該児童の状況把握、事実について確認するための措置を講ずる。
- ・世田谷区長は、上記の措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容、当該児童の状況等を世田谷区児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ・世田谷区児童福祉審議会は、上記の報告にかかる事項について、世田谷区長に対し意見を述べることができる。

区における児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護体制について (報告)

児童福祉審議会、せたホッと、一時保護所第三者委員などの権利擁護機関が、子どもへの適切な支援のための連携体制構築に向けた取組みを進めているところであり、その状況を本審議会において共有するため、審議内容とあわせて報告する。

1 現況

- ・区では、児童相談所開設に伴い、児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護機関として、児童福祉審議会、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)、一時保護所第三者委員など、様々な機関がそれぞれの役割に基づき子どもの権利擁護のための活動を行っていただいている。

2 今後の取組み

- ・児童相談所の支援に関わる子どもの中には、これらの権利擁護機関がどのような活動を行っているのかについて正確に把握していない子どももいることが想定されることから、結果として、それぞれの機関に本来の役割とは異なる様々な意見が寄せられる場合がある。
- ・そのため、区はこれらの子どもの意見が適切な機関につながり、子どもに対する支援が的確に行われるようにするなど、より一層きめ細やかな連携を目指す。
- ・現在、これらの各機関が一堂に会し、子どもへの適切な支援のための連携体制構築に向けた情報共有・意見交換を行うため、調整を進めている。

<参考> 区における児童相談所の支援に関わる権利擁護機関

1 児童福祉審議会(措置部会)

- ・児童福祉法の規定に基づき、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所の諮問に対し意見する。
- ・区が行った被措置児童等虐待対応の報告を受け、意見をすることができる。
- ・児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が申し立てを行うことができる。

2 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)」

- ・世田谷区子ども条例に基づき、区長と教育委員会の附属機関として、学識経験者や弁護士などを、子どもの人権擁護委員として設置している。
- ・子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図る。

- ・子どもの権利の侵害について相談に応じ、助言や支援を行うほか、必要な場合は、子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請を行う。
- ・区の機関は、設置目的を踏まえ、その職務に協力しなければならず、区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。
- ・一時保護、措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害があった場合は、せたホッとへ相談等できるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート」を用いてせたホッとへの制度や連絡方法を周知している。

3 一時保護所第三者委員

- ・区が弁護士及び主任児童委員を一時保護所第三者委員として設置している。
- ・委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、日ごろの不満などの意見を聞き取る。聞き取った内容は適切に児童相談所等へ伝達する。